**浄化槽設置整備費補助制度について**

　町では、専用住宅などに浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助する制度がありますので、ご利用ください。

**補助の対象となる方**

　公共下水道や農業集落排水の整備予定のない、又は長期間整備計画のない地域で、下記の建物に合併処理浄化槽を設置する方（ただし、既存の合併処理浄化槽を更新・改築して合併処理浄化槽を新たに設置する場合は、補助対象外）

**・専用住宅**

（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の１／２以上を居住の用に供する建物）

（注意）浄化槽を設置する場所に下水道など計画がある場合、現在供用開始されていない場合でも補助の対象とならない場合があります。事前に担当課まで確認してください。

**環境性能に優れた「環境配慮型浄化槽」の設置を！**

　「環境配慮型浄化槽」は、省電力や浄化能力・コンパクト化等機能が向上された浄化槽で、その普及は、より一層の生活環境の保全に貢献します。

　また市町村が、「環境配慮型浄化槽」を対象に浄化槽設置整備費補助事業を実施する場合、国からの交付金が有利となり自治体の負担が軽減されます。

**その他**

・補助金の交付を受けたい人は、必ず工事着手前に申請してください。

・この補助制度に関する申請などについては、申請書など（補助金交付申請書・チェックリスト・誓約書）の記入や添付書類の収集に専門的知識が必要なため、設置工事や設置後維持管理を依頼される業者などに手続きについて相談されることをお勧めします。

・浄化槽設置に関すること（人槽・補助の対象地区など）や、補助制度の詳細、具体的な手続きは、下水道課まで問い合わせください。

**問　合　せ　先**

**壬生町役場 建設部 下水道課　業務係**

**〒３２１－０２９２　栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲３８４１番地１**

**電話（０２８２）８１－１８５８**

**浄化槽補助金額一覧**

　以下の金額を上限に補助します。

|  |  |
| --- | --- |
| 人　槽　区　分 | 補助額（限度額） |
| ５人槽（１３０㎡以下） | ３３２，０００円 |
| ６・７人槽（１３０㎡超） | ４１４，０００円 |
| ８～１０人槽 | ５４８，０００円 |

　　【合併処理浄化槽の設置に要する費用に対する補助金額】

・浄化槽の人槽は、住んでいる家族の人数ではなく、原則として建物の延べ床面積により決定されます。二世帯住宅（トイレ、風呂、台所がそれぞれ２ヶ所ある場合）は１０人槽になります。

　　【宅内配管工事費及び撤去費に対する補助】

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 補助額（限度額） |
| 宅内配管工事費  （単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換） | ３００，０００円 |
| 単独処理浄化槽の撤去費 | １２０，０００円 |
| くみ取り便槽の撤去費 | ９０，０００円 |

・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費及び撤去費について補助を行います。（ただし、建て替えに伴う合併処理浄化槽への転換は対象外）

**浄化槽補助金申請の流れ**

**１．浄化槽設置の届**

・新築・増築の場合は、建築確認申請を土木事務所、指定確認検査機関へ

・建築確認申請不要（既存住宅への設置等）の場合は、浄化槽設置届を下水道課へ

**２．補助金の交付申請**

・建築確認済証を受け取る、又は浄化槽設置届の審査が終了してから申請を受け付けます。

**３．事前現場確認**

・町職員が浄化槽工事着工前に現場確認します。

**４．補助金の交付決定通知書**

・申請後約３週間程度で、町から交付決定通知書を送付します。なお、交付決定前に浄化槽を設置した場合は、補助金は交付しませんのでご注意ください。

**５．工事着工**

・２月末までに工事を完了してください。（工事は１０日程度かかります）

**６．実績報告書**

・工事完了後、速やかに、使用開始報告書・完了届、実績報告書を提出してください。

　なお、実績報告書の受付は２月末までとなります。

**７．完了検査**

・町職員が完了検査に伺います。

**８．補助金の振込**

・工事や書類に不備がなければ、完了検査から約１ヶ月で、指定口座に振り込まれます。